

春日井市DV相談員（嘱託職員）募集要項

平成 30 年 10 月 1 日から、春日井市 市民生活部男女共同参画課において勤務するDV相談員を募集します。

1 職種・採用予定人数

- (1) 職 種 DV相談員（嘱託職員）
- (2) 採用予定人数 2名程度

2 職務内容

DV相談を中心に、離婚や異性問題など、女性であるがゆえの相談を受け、それに伴う相談者の自立に向けた支援を行います。また、相談業務だけではなく、相談業務に伴う事務や相談者の同行支援なども含みます。

3 応募資格

次のいずれかに該当する方

- (1) 女性関連施設などで相談員の経験がある方
- (2) 臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する方

※地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方

4 勤務場所

男女共同参画課（春日井市鳥居松町 2-247 レヂェイサンかすがい内）

5 勤務条件

- (1) 報酬（給与）
月額 205,032 円（平成 30 年 7 月現在）
※その他各種手当（期末手当、勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当）が支給されます。
- (2) 勤務時間等
9:00～17:00（休憩 1 時間を含む） 1 週あたり 35 時間
- (3) 休日
月曜日（祝休日の場合は、その直後の祝休日ではない日）、任命権者の定める日及び年末年始
- (4) 休暇
年次休暇、忌引休暇などがあります。

- (5) 各種社会保険
全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入
- (6) 雇用期間
平成 30 年 10 月 1 日から。6 月ごとに更新

6 応募手続

(1) 提出書類

- ①履歴書（3 ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向きの顔写真を添付）
- ②小論文（400 字以内）

テーマ：「DV相談員としての役割と目標」

男女共同参画課において、主にDV相談に応じていただきますが、相談内容には、自分らしい生き方や人間関係等の一般的な相談も含まれます。DV相談員としてどのような姿勢で、どのように対応していこうと考えているか述べてください。

(2) 応募期間

平成 30 年 7 月 13 日（金）から 7 月 31 日（火）〈必着〉まで

(3) 応募方法

(1)の書類を、男女共同参画課へ郵送するか、直接持参してください。持参する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までにお持ちください。（月曜日は休館日のため、受付しません）

※なお、いずれの場合も提出された履歴書、小論文は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。また、応募に係る個人情報はこの選考のため以外に利用することはありません。

7 選考方法及び結果通知

区分	内容	実施日	結果通知
第一次試験	書類選考	8月上旬	8月上旬～8月中旬(郵送)
第二次試験	面接	8月下旬	8月下旬～9月上旬(郵送)

※結果については、可否に関わらず郵送にて御連絡します。

8 応募先及び問い合わせ先

〒486-0844

春日井市鳥居松町 2 丁目 247 番地（レディヤンかすがい内）

春日井市 市民生活部 男女共同参画課 電話(0568)85-4401